75歳以上(一定の障がいのあるかたは65歳以上)のかたを対象とする後期高齢者医療制度のお知らせです。

【ちば広域連合だより　第28号】　令和2年(2020年)3月23日発行

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

ちば広域連合だより

発行／千葉県後期高齢者医療広域連合
所在／〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-4-3 国保会館内
編集／総務課
電話 043-216-5011
FAX 043-206-0085
E-mail info@kouiki-chiba.jp
URL https://www.kouiki-chiba.jp/

第28号

千葉県人口**6,278,741**人(令和2年1月1日現在)　被保険者数**834,804**人(令和2年1月31日現在)
※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

令和2・3年度の保険料率が決まりました

お問い合わせ先 **総務課 ☎043-216-5011・資格保険料課 ☎043-308-6768**

後期高齢者医療制度の保険料率は、法令に基づき、2年に1度、見直しを行います。この度、令和2・3年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。

所得の低いかたには、保険料の軽減措置があります(2ページ参照)。計算例を3ページに掲載しています。

なお、新しい保険料率による保険料は7月に決定し、お住まいの市(区)町村から決定通知書をお送りします。

令和2・3年度

年間保険料額(上限は64万円)
注:100円未満切捨て
＝
均等割額 43,400円(2,400円増)
＋
所得割額 賦課のもととなる所得金額(※)×8.39%(0.50ポイント増)

	年間保険料額	均等割額	所得割額
平成30・令和元年度	(上限は62万円)	41,000円	7.89%

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料率の主な改定要因

千葉県における後期高齢者医療の医療給付費の推移

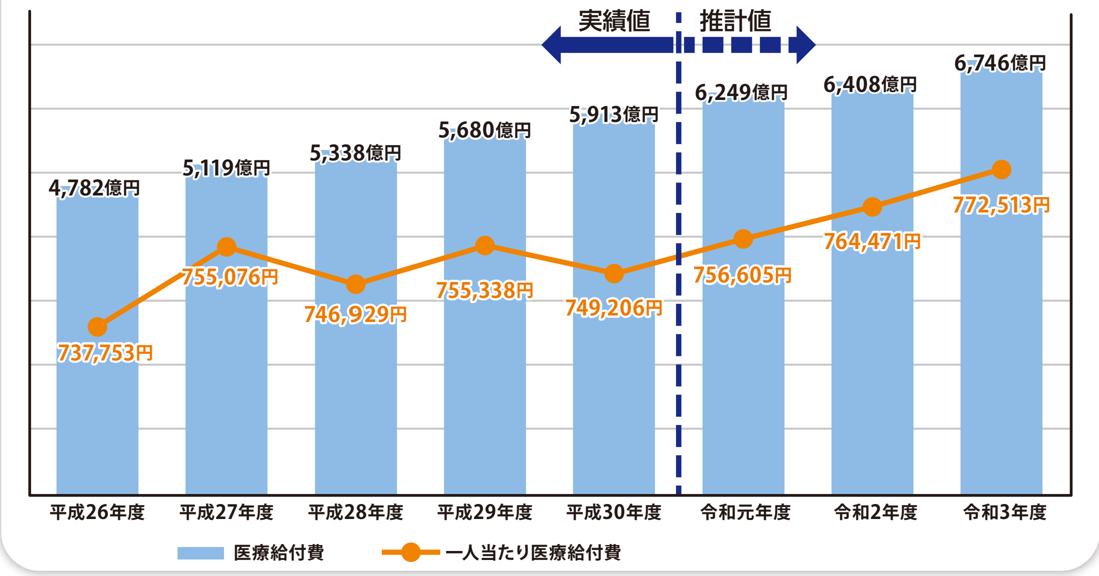

保険料率は、2年間の医療給付費(医療費総額から医療機関等の窓口で支払った自己負担額を除いた費用)等に応じて定めることになっています。

一人当たり医療給付費の増加が見込まれることや、後期高齢者負担率(※)が引き上げられたことは、保険料率上昇の要因となります。

※後期高齢者負担率とは、医療給付費のうち、被保険者のみなさまが負担する保険料でまかなう割合です(全国一律)。
被保険者数の増加と現役世代人口の減少により、令和2・3年度は11.41%(前回は11.18%)となりました。

特別徴収(年金から天引き)で保険料を納付されているかたへ

保険料率が変更されても年度の前半(4月・6月・8月)に特別徴収される保険料額に変更はありません。後半(10月・12月・翌年2月)で年間の保険料額を調整しますので、新しい保険料率が反映されるのは、10月の特別徴収からとなります。

国民健康保険で口座振替をご利用されていたかたへ

新たに後期高齢者医療制度に移行され、保険料の口座振替を希望するかたは、今まで国民健康保険で口座振替をご利用されていても、改めて口座振替をお申込みいただく必要があります。口座振替のお申込みにつきましては、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。